

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の同社C営業所に配属され、D店内において配送された商品の仕分けと運搬業務を行っていた。
- 2 請求人によると、平成○年○月○日午後○時頃、店舗○階にあるストック場所において、寝具やタオルの入った箱（重量1箱25kg）を4段まで積んだところ重すぎて担ぎきれず、身体のバランスが崩れ、首が右横向きになったところに箱が直撃し、負傷したという。請求人は、同月○日にE病院を受診したところ、「頸椎椎間板ヘルニア」と診断され、療養の結果、平成○年○月○日治癒（症状固定）となった。
- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）の第14級に該当すると認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、残存する障害は、少なくとも障害等級第14級よりも重い旨主張する。請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の訴え及び医学的所見等から、頸部から右肩の神経障害及び右肩関節の機能障害であると認められるので、以下検討する。

(2) 頸部から右肩の神経障害について

F医師の平成○年○月○日付け意見書には、要旨、第5頸椎／第6頸椎間及び第6頸椎／第7頸椎間の頸椎椎間板ヘルニアがあり、関連痛かどうかは不明であると記載されている。また、G医師の平成○年○月○日付け意見書には、疼痛があり、これが頸椎に由来するものであることが指摘されている。

当審査会としても、一件記録を精査したところ、画像所見に基づくF医師の意見及びG医師の意見は妥当であると判断することから、決定書理由に説示のとおり、請求人の頸部から右肩の神経障害は、「局部に神経症状を残しているもの」（障害等級第14級の9）に相当するものと判断する。

(3) 右肩関節の機能障害について

F医師の平成○年○月○日付け診断書に記載された運動範囲の計測結果からは、いずれの可動域においても請求人の右肩関節の可動域角度が健側の関節可動域角度の3／4以下に制限されていることは認められない。また、同医師の平成○年○月○日付け意見書には、要旨、請求人の訴える右肩関節の機能障害

の原因は痛みによるものと考えられるが、はっきりした原因は不明であると記載されている。

当審査会としては、F 医師の測定結果からみて、請求人の右肩関節の可動域角度が、健側との比較において、3 / 4 以下に制限されているとは認められないことから、請求人の右肩関節には機能障害は認められないものと判断する。

- (4) 以上のとおり、請求人の右肩関節には残存障害として評価すべき機能障害は認められず、頸部から右肩にかけての神経障害の程度は「局部に神経症状を残すもの」として障害等級第14級に該当するものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。